

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2018」

平成 30 年 4 月
次世代ヘルスケア産業協議会

1. ヘルスケア産業政策の基本コンセプト

我が国は、戦後目覚ましい経済発展を遂げるとともに、医療制度を始めとする社会保障制度の充実等により、世界に冠たる健康長寿国となった。この間、国民の平均寿命は 50 歳から 80 歳以上となり、「人生 100 年時代」も間近となっている。この結果、人口構成は大きく変化し、高齢化率は世界最高水準までに高まってきている。

他方、現行の社会保障制度は、主に経済の発展期に構築されたものであり、国民医療費や介護費等の社会保障費の増大に代表されるように、社会経済システムの在り方を含め制度の見直しが必要となっている。

経済活動や育児に邁進するいわゆる「働く世代」を引退した方々においても、一定の社会活動を担う能力と意欲を有しており、これら新たな活動主体の存在を前提とした経済システムの構築や新産業（雇用）の創出が求められる。

国民が健康を管理する習慣を持ち、健康を維持することで長期に亘る社会参加を可能にし、社会への関わりが更なる健康の維持に役立つという正の循環を実現することが、理想の成熟社会を実現する鍵となる。また、高齢者や職域での健康・予防に関する取組に加えて、次世代を担う世代の健康や、次世代との交流・教育も含めて取り組むことが、「生涯現役社会」の構築に向けて必要である。

そのためには、国民一人一人が自らの人生の在り方を真剣に考え、自らの健康に責任を持ち、自発的な健康行動を起こしていくことが重要であるが、現実には以下の 4 つの壁（課題）^{※1} の存在により、その行動が阻害されている状況にある。

※1 4 つの壁（課題）

- ① 身体の壁（いわゆる現役時代から適切な健康管理が行われていない）
- ② 価値観の壁（リタイア後の生活設計や生き方についての意識が低い）
- ③ 選択肢の壁（高齢者に適した柔軟な働き方や利用可能なサービスが少ない）
- ④ 情報の壁（自らに適した働き方や良質なサービスにたどりつけない）

政府として、国民がこれらの 4 つの壁を乗り越え、誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、健康経営を強力に推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に取り組んでいくことが必要である。

2. アクションプラン 2017 からの検討経緯（～健康投資WG・新事業創出WGの検討～）

- 第6回次世代ヘルスケア産業協議会において取りまとめられた「アクションプラン 2017」は、「未来投資戦略 2017」等に反映され、政府全体としても「生涯現役社会の構築」に向け、「健康・医療戦略推進本部」を中心とした各省連携の下で、需給両面からの対策を講じてきている。

（1）需要面（健康経営・健康投資の促進）【健康投資WG】

健康投資WG（第14回～第17回の計4回開催）を通じて、健康経営・健康投資の促進に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

健康経営銘柄や健康経営優良法人認定の実施等により、健康経営の認知度は向上している。一方で、健康経営に対する中小企業での認知度も低い状況。このため、裾野の拡大に向け、産業界や企業に対する健康経営の普及を促進するとともに、自治体等が実施する地域における健康経営顕彰制度等との連携等を図ることにより、企業の従業員からその家族まで健康投資の拡大を図る。加えて、質の高い健康経営に取り組む企業がより評価される環境を整備することで、健康経営の質の向上を推進するとともに、ヘルスケアサービスの需要喚起を図っていく。

また、健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。

（2）供給面（地域における新たなヘルスケア産業の振興）【新事業創出WG】

新事業創出WG（第8回・第9回）を通じて、地域における新たなヘルスケア産業の創出に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

「超高齢社会」を迎えている現状において、今後の社会を見据えたヘルスケア産業振興の具体策を検討していくことが重要。ヘルスケア産業が地域包括ケアシステムの実現に向けて貢献していくためには、自治体や地域の医療・介護関係者等との連携が課題。全国38か所（※）で設立されている地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下「地域版協議会」という。）を軸としてこうした連携が進みつつあるが、更なる関係者間の信頼関係の構築を図ることが重要。また、「最期まで自分らしく」生ききるための多様なニーズに応じた「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、食・農や観光といった地域資源やスポーツ等の分野との連携を図ることにより更なる新事業の創出を図る。また、こうしたヘルスケア産業が地域に根ざして事業性と地域貢献性を両立させていくためには、生活者にとって有益なサービスが持続的・安定的に提供されることが重要であり、サービス品質の見える化等の事業環境の整備を引き続き推進する。

本協議会では、各WGでの検討結果を踏まえ、先述の「① 身体の壁」、「② 価値観の壁」、「③ 選択肢の壁」、「④ 情報の壁」の4つの壁（課題）を超える（解決する）ための、今後取り組む具体策を「アクションプラン 2017」としてとりまとめた。

（※）平成30年3月末時点

3. アクションプラン 2018

(1) 「生涯現役社会」の構築に向けた施策等の検討

I. 「生涯現役社会」の構築に向けたヘルスケア産業政策の方向性

生涯現役社会の実現に向けた環境整備の方向性を具体化すべく、予防に関する取組を進めた場合の将来の経済・社会へのインパクト分析を踏まえた政策の方向性について検討する。具体的には、日常生活等を構造的に変えるような取組（高齢者就労やまちづくり等）や、直接的なインパクトが大きいフレイル・認知症に対する予防に係る取組の方向性を検討する。

II. ヘルスケア産業の将来像の構築

公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方の検討を進める。

(2) 「身体の壁」を超えるためのアクション

①健康投資・健康経営に関する施策の推進

I. 健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備

地域版次世代ヘルスケア産業協議会や健康経営の取組を促進するためのセミナー等を通じ、健康経営顕彰制度や健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブや、企業実績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果等を紹介することで、健康経営に取り組みつつある企業等に対するメリットを提示する。また、中小企業等に対する健康経営の認知度調査等を継続的に実施することや、健康経営による職域と地域のコミュニティとの連携、地域版次世代ヘルスケア産業協議会や日本健康会議の枠組みを活用した自治体の健康経営顕彰制度との連携・支援、地域の商工会議所等が推進する健康経営施策との連携・支援を図っていくことで、健康経営の裾野の拡大を図っていく。

II. 健康経営の質の向上に資する施策の展開

i) 企業等における健康経営の質の向上に資する施策の展開

企業等における健康経営の質の向上に資するため、業種の特徴や社会情勢に留意しつつ、「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の新設や見直しを図る。具体的には、健康経営の実践による企業価値等の向上等を図る観点から「組織の活性化」に着目した調査項目の設定や、女性特有の健康課題や従業員の高齢化に対応した健康経営施策の検討を進める。

ii) 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進

より質の高い健康経営を促進するため、ヘルスケアサービスを導入する企業も増え

つつある。この様な健康投資が活性化することにより、ヘルスケアサービスの質が向上し、国民一人一人が享受できる当該サービスの創出が期待される。

健康投資の活性化に向け、ヘルスケアサービスの創出や保険者等と当該サービスのマッチング等を図る観点から、ヘルスケア・ビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策により新たなヘルスケアサービスを育成しつつ、企業等の健康経営に資するヘルスケアサービスについての情報の一元化を図る。

Ⅲ. 健康経営施策と健康スコアリング施策との連携

事業主が従業員の健康課題や保険者の取組を認識し、事業主と保険者とのコラボヘルスを着実に推進していくためには、健康スコアリングの通知を受けた事業主が、保険者と連携して従業員の健康課題の改善等に向けた健康経営施策を図っていくことが望まれる。今後、健康経営施策における健康スコアリングの位置づけを検討し、事業主と保険者のコラボヘルスが更に促進できる環境を整備する。

② 「大企業」における健康経営の普及促進

I. 「健康経営銘柄」等の継続実施と効果的な情報発信に係る検討

企業等による健康経営の推進及び質の向上を図るため、「健康経営銘柄」の選定及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を継続実施するとともに、「健康経営度調査」の設問や選定方法の改善（設問の効率化や見直し、連続選定企業の取扱いの検討等）を行う。また、「健康経営度調査」の回答データの開示等を通じ、研究・学術機関等による企業業績と健康経営の関係性に係る研究や、健康経営の取組を経営的な成果として評価できるようなツールの開発を促していく。加えて、企業等における情報発信の取組に関して、「健康経営度調査」の結果を踏まえつつ、統合報告書等への記載の促進など、企業等における効果的な情報発信についての検討を行う。

Ⅱ. 健康経営に取り組む企業等の裾野を拡大するための取組の促進

「健康経営度調査」や「健康経営優良法人認定制度」等を活用することにより、健康経営の基本的な取組の実施や情報発信を行っている企業の「見える化」を図るため、「日本健康会議」において2020年までに500社以上を目標として企業を公表する。

③ 「健康経営優良法人認定制度」を中心とした中小企業等への展開

I. 「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」の推進

「健康経営優良法人2017（中小規模法人部門）」の審査過程で得られた知見や自治体、

保険者、商工会議所、医師会等の関係機関からの意見等を踏まえつつ、当該制度の改善を図る。更に、中小企業健康経営の普及促進のため、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の枠組みを活用した自治体による健康経営顕彰制度との連携・支援や、地域の商工会議所等が推進する健康経営施策との連携・支援を図っていく。

Ⅱ. 「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ措置の拡充

「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ等の付与を行う自治体や民間事業者の取組を促進するため、地域における優良事例の展開やマッチング機会の提供等を行う。また、自治体や民間事業者によるインセンティブの措置状況を踏まえながら、国として措置が必要なインセンティブについても検討する。

Ⅲ. 健康経営の実践に向けたノウハウ等の提供

「健康経営アドバイザー」等の専門人材を全国の商工会議所や地域版協議会等を通じて各地で活用できる環境の整備に取り組む。加えて、「健康経営優良法人認定制度」の普及を図るため、認定法人の事例紹介等を通じて健康経営の実践に向けたノウハウの提供を行う。

④ 「保険者」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの見直し

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、2018年度から加算率・減算率ともに法定上限10%まで段階的に引き上げるとともに、保険者の取組を幅広く評価するための総合的な指標の導入を行う。国民健康保険の保険者努力支援制度については、平成29年度に示した評価指標に基づく結果等を踏まえ、今後の評価指標等を検討し、着実に実施していく。また、保険者の責任を明確にするため、2017年度実績から、各保険者別に特定健診・保健指導の実施率を公表する。

⑤ 健康経営の実践を支えるヘルスケア事業者の育成

I. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケア事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、優良なヘルスケア事業者の見える化を図るとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供(データヘルス・予防サービス見本市の開催等)を引き続き行っていく。

Ⅱ. 共通した健康課題に対し、複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進

保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者

活用を促進する。

Ⅲ. 民間保険を活用した健康投資の促進

個人の健康投資意欲を高めるために、健康増進型の民間保険商品の開発を促進する。これに向けて、民間保険商品の開発等に係る課題や留意点の抽出、個人の健康投資意欲の活性化に向けた方策を検討する。

Ⅳ. 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築

通勤時間や休憩時間等を活用して「歩く」ことを促進する「FUN+WALK PROJECT」を官民連携で推進するとともに、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する。また、誰もが生涯を通じて楽しめる新たなスポーツの開発・普及に取り組む。

Ⅴ. 特定保健指導における情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

情報通信技術を活用してテレビ電話やタブレット端末等により初回面接を行うこと（遠隔面接）は、現行も可能であるが、より導入しやすくなるよう、国への実施計画の事前の届出を2017年度から廃止した。2018年度からは実施結果の報告も不要とし保険者による情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）をさらに推進する。

(3) 「価値観の壁」を超えるためのアクション

①個人の行動変容を促す仕組みづくり

I. 健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進

健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。具体的には、IoT活用による糖尿病重症化予防の大規模臨床試験の実施継続に加えて、その他の生活習慣病の重症化予防や介護予防、健康経営の推進に資するサービス等への適用可能性を新たに検討する。

これに加えて、国内に豊富に存在する健康・医療情報が、民間においても医療分野の研究開発等に安全かつ効率的に活用され、医療の質を高めるイノベーションが実現する環境を整備することが重要。これに向けて、①医療関係者と民間企業の信頼関係の構築、②質の高いデータを活用した機器・サービスの創出、③民間投資の促進等に向けた施策の検討を進める。

②自治体の取組を促す仕組みづくり

I. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB等の導入促進）

ヘルスケア分野におけるSIBのさらなる普及を図るべく、これまで実施したSIB事業

のロジックモデル、成果指標等を参考にした他地域への展開や、介護予防や認知症等の新たな分野でのSIB事業の組成を進める。

(4)「選択肢の壁」を超えるためのアクション

①「生涯現役社会」の実現に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備

I. 次世代ヘルスケア産業協議会等によるヘルスケアサービス創出支援

「生涯現役社会」の実現のためには、生活習慣病等に対する一次予防、二次予防、三次予防に係る取組を多職種が連携しながら切れ目なく進めていくことが必要であることから、以下の施策を進める。

- i) 一次予防に着目した環境づくりが課題であることから、健康な製品・サービスの普及のあり方や、最期まで社会に関わり生活者として暮らし続けることの出来るまちづくり・コミュニティ等のあり方などについて、次世代ヘルスケア産業協議会の下で検討を進める。
- ii) 地域版協議会を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る二次予防、三次予防に着目したヘルスケアサービスの創出を支援し、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す。

※想定されるサービス

①生活習慣病

- ・受診勧奨や特定保健指導等の徹底に資するサービス
- ・情報通信技術を活用した通院アクセス等の改善

②がん

- ・検診受診の徹底や受動喫煙防止対策の推進に資するサービス
- ・緩和ケアの推進、在宅医療・介護体制構築の推進に資するサービス

③フレイル・認知症

- ・就労機会、社会参画機会の創出に資する「仕事付き高齢者向け住宅（仮称）」やコミュニティづくり等に関するサービス

更に、予防に加え、人生の最終段階におけるQOL（Quality Of Life）を支えるサービスのあり方について、検討を進める。

II. ヘルスケアサービスの品質評価に向けた環境整備

ヘルスケアサービスの社会実装に向け、業界や業界横断の自主的なサービス基準の整備等を促進しつつ、将来的に、需要者側のニーズと連動した継続的な品質評価を可能とする環境整備を進める。具体的には、業界認証やサービス品質に関するガイドライン、

学会と産業が連携した研究やそれを可能にするデータ活用のための環境整備等の状況を整理しつつ、望ましい認証制度等のあり方を提示する。また、地域包括ケアシステム関係者等が各々のニーズに応じ、必要なヘルスケアサービスに関する選定リストの作成や選定リストの活用支援等を通じ、継続的な品質評価を可能とする環境整備を図る。

Ⅲ. 認知症対策の社会実装に向けた取組

認知症の分野においては、予防・治療、ケア・介護、社会としての研究、取組が国や大学、製薬企業等により進められているが、民間企業を含めたステークホルダー間の連携も重要であり、こうした分野での適切なヘルスケアサービスの社会実装を図るための官民連携に向けた枠組みの整備を促進する。

②新たなヘルスケアサービスの創出に向けた事業環境整備

I. 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスの設置

地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置促進を図りつつ、各地域版協議会と関係省庁等が定期的に対話できる「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」を設置する。当該アライアンスにおいて、地域版協議会と関係省庁等が、地域の健康課題や解決策の共有や、その解決策に資する関係省庁の施策の共有等を図っていくことで、地域版協議会の機能が更に発揮できる環境の整備に取り組む。更に、各省庁において地域包括ケアシステムやヘルスケア関連施策の推進を目的として設立されている関連協議会等との連携を図る。

Ⅱ. 新事業創出に向けたヘルスケア分野のエコシステムづくり

ヘルスケア分野における安心・安全かつ持続可能な事業を創出する観点から、地域版協議会、地域経済活性化支援機構、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給、事業化支援人材の供給、ビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰等を実施することで、ヘルスケア分野で自立的・持続的にビジネスが創出される仕組み（エコシステム）の構築を目指す。また、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国をフィールドにして、ヘルスケアビジネスの創出やツールの開発を促し、見出されたビジネスを海外に発信することを目的として、国内外から関係者を集めた国際的なビジネスマッチングイベントを開催する。

Ⅲ. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB等の導入促進）【再掲】

Ⅳ. ヘルスケア分野における関係法令の適応関係の明確化（グレーゾーン解消促進）

産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、引き続きヘルスケア分野における関係法令の適応関係を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるように、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で解消事例を整理・公表していく。

③地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出

I. 「食・農」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した食関連ヘルスケア産業の創出

地域版協議会等を通じて、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食事メニューの開発による食生活の改善と健康に資する機能性を有する農産物等の活用を一体的に推進し、地域の機能性を有する農産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連ヘルスケア産業の創出を加速化する。

ii) 食習慣データの集積及びそれらを活用した食生活改善事業の推進

既存コホートの活用や食習慣データの集積など、健康に資する食生活のビックデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。ひいては、これらの成果を活用して個別の生活習慣を考慮した食育へと発展させ、国民一人一人が健康や栄養バランスに配慮した食生活を実践しやすい食生活改善ツールの開発支援等の環境整備を行う。

II. 「観光」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した宿泊型保健指導プログラムの創出及び効果検証

糖尿病等の生活習慣病が疑われる者などを対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムについて、地域版協議会等を通じて普及・啓発を促進する。

ii) 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進

地域資源やスポーツを活用したヘルスツーリズムに係る受入環境整備やマーケティング調査、プロモーション活動、実施地域拡大等に積極的に取り組む団体に対する支援を実施する。

III. 「スポーツ」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者等が連携したスポーツツーリズムの創出

スポーツツーリズム等を活用し、スポーツによる地域の活性化を促進する。具体的には、地域スポーツコミッション（スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織等）

が行う活動を支援するとともに、スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けたプロモーション等を展開する。また、「スポーツ文化ツーリズム」の定着に向けた取組を引き続き実施する。

ii) 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築【再掲】

(5) 「情報の壁」を超えるためのアクション

①地域関係者への公的保険外サービスに係る情報提供による活用促進

I. 地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの普及・促進

地域資源を活用した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、利用者、保険者、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境の整備に関する取組を推進する等、保険外サービスの更なる普及促進を図る。

②ヘルスケアサービスの品質評価に向けた環境整備【再掲】

③ヘルスケア事業者等の情報の一元化

I. 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進【再掲】

<次世代ヘルスケア産業協議会 構成員（平成30年4月18日現在）>

○委員

相澤 孝夫	一般社団法人日本病院会 会長
上原 明	日本一般用医薬品連合会 副会長
大原 昌樹	四国の医療介護周辺産業を考える会 会長
落合 昭	株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長
荻野 勲	オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長
北川 薫	新ヘルスケア産業フォーラム 代表
木村 毅	一般社団法人健康食品産業協議会 会長
斎藤 敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長
櫻田 謙悟	一般社団法人日本経済団体連合会 社会保障委員長
佐野 雅宏	健康保険組合連合会 副会長
下田 智久	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長
末松 誠	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長
菅井 正一	日清医療食品株式会社 代表取締役社長
妙中 義之	国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究所 客員研究員
武久 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会 会長
谷田 千里	株式会社タニタ 代表取締役社長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
徳田 禎久	北海道ヘルスケア産業振興協議会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長
松永 守央	九州ヘルスケア産業推進協議会 会長
三村 孝仁	テルモ株式会社 代表取締役会長
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
横倉 義武	公益社団法人日本医師会 会長

○オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国地方銀行協会

○関係省庁

内閣官房 健康・医療戦略室

厚生労働省

農林水産省

スポーツ庁

観光庁

経済産業省（事務局）